

令和6年度琴平町利用者負担額表

階層区分		各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	年度初日の前日の年齢区分／利用者負担月額				
国	町		0才	1・2才	3才	4才	5才
1	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0	0	0	0	0
2	B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0
3	C	均等割額のみの世帯	10,000	0	0	0	0
	D1	市町村民税所得割課税世帯	48,600円未満	13,000	0	0	0
4	D2		48,600円以上60,000円未満	20,000	0	0	0
	D3		60,000円以上80,000円未満	26,000	0	0	0
	D4		80,000円以上97,000円未満	29,000	0	0	0
	5		D5	97,000円以上169,000円未満	37,000	0	0
6 7 8	D6		169,000円以上	40,000	0	0	0

1. 算定の税額には、調整控除以外の住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、配当控除の税額控除がありません。
2. 同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理支援センター等に入所または児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合の利用者負担額は次のとおりです。
 - (1) 年齢の高い順に2人目の児童 半額
 - (2) 3人目以降の児童 無料
3. 上記2にかかわらず、市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯において、生計を一にする子ども等がいる場合の利用者負担額は次のとおりです。
 - (1) 町B階層 第2子以降の児童 無料
 - (2) 町C～D2階層 第2子の児童 半額
 - (3) 町C～D2階層 第3子以降の児童 無料
4. 現に扶養する18歳未満の児童が3人以上いる世帯においては、第3子以降の利用者負担額は次のとおりです。
 - (1) 3歳未満の児童 無料
 - (2) 3歳以上の児童 町B～D5階層 無料
町D6階層 半額（上記2に該当の場合は適用後より半額）